

## 広島市立大学大学院情報科学研究科履修規程

平成22年4月1日

規程 第 84 号

### (趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号。以下「学則」という。）第19条第3項の規定に基づき、情報科学研究科（以下「研究科」という。）における授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (指導教員)

第2条 研究科委員会は、授業科目の履修の指導及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うために、入学後速やかに、学生ごとに主指導教員を定める。

- 2 博士前期課程の主指導教員は、研究科の教授又は准教授をもって充てる。
- 3 博士後期課程の主指導教員は、研究科の教授をもって充てる。

### (研究題目)

第3条 学生は、主指導教員の指導により入学後速やかに研究題目を研究科長に届け出なければならない。

- 2 博士後期課程の学生においては、あわせて副指導教員を届け出るものとする。

### (指導教員の変更)

第4条 学生は、指導教員の変更を希望するときは、専攻長の指導を得た上で研究科長に願い出て承認を得なければならない。

### (授業科目の履修時期等)

第5条 各専攻における授業科目の履修時期及び授業時間割表は、毎学年の始めに発表する。

### (履修方法)

第6条 学生は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、当該授業科目の担当教員の承認を得て、毎学期の授業開始日から2週間以内に所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する履修届を提出しない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合で、当該授業科目の担当教員の承認を得たときは、この限りでない。

3 学生は、主指導教員が必要と認めた場合は、研究科長の許可を得て他の研究科の授業科目を履修することができる。この場合において、当該履修単位は、研究科委員会の承認を得て研究科で履修したものとみなすことができる。

(他専攻の授業科目の履修)

第7条 学生が、所属する専攻以外の専攻に開設されている授業科目を履修しようとするときは、所定の手続により、あらかじめ当該授業科目の担当教員の承認を得た上で、所属する研究科長の許可を受けなければならない。

(教育方法の特例)

第8条 博士後期課程の学生のうち職業を有する者については、研究科委員会の議を経て、学長が教育上特別の必要があると認めたときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(学位論文の提出)

第9条 博士前期課程の学生は、別に定める期日までに修士論文題目届及び修士論文を主指導教員の承認を得て研究科長に提出しなければならない。

第10条 博士後期課程の学生は、別に定める期日までに博士論文を主指導教員の承認を得て研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査)

第11条 学位論文の審査については、別に定める。

(修了要件)

第12条 学則第34条及び第35条に規定する修了の要件となる単位数は、別表第1のとおりとする。

2 第7条の規定により履修した授業科目は、その履修単位を選択科目として、別表第1の修了必要単位数に含めることができる。ただし、10単位を超えて認定することはできない。

(最終試験)

第13条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の修士論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

(成績評価)

第14条 成績は、試験の成績等を総合して評価する。

2 成績の表示は、別表第2のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。

(在学延長)

第15条 博士後期課程に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、なお修了することができない者は、引き続き在学することに係る意向を、別に定める様式により研究科長に届け出るものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究科における授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1の規定は、平成23年度以降に入学する者について適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

3 平成23年度以降に転入学し、又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1の規定は、平成24年度以後に入学する者について適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。ただし、別表第1のシステム工学専攻の表中の「音響システム工学特論」に係る部分は、平成19年度以後に入学した者（同年度に転入学し、又は再入学した者を含む。）にも適用する。

3 平成23年度以後に転入学し、又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 別表第1の規定は、平成25年度以後に入学する者について適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 平成25年度以後に転入学又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する規定を適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 略

別表第2 (第14条関係)

評 價	評 点
秀	90点～100点
優	80点～89点
良	70点～79点
可	60点～69点
不可	59点以下